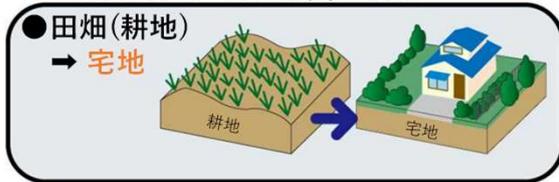
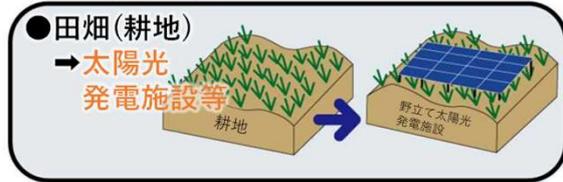


【対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例】

1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にする
ために行う土地の形質の変更



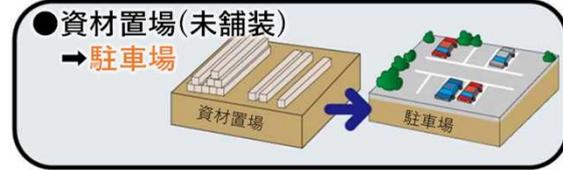
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電
施設」の設置



3. ローラー等により土地を締め固める行為



4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



【対策工事（雨水浸透貯留施設）の例】

貯留施設



浸透施設



※浸透施設は設置する土地の浸透能力にもとづいて適地が定められています。詳しくは窓口にお問い合わせください。

【許可を受けずに雨水浸透阻害行為をした場合】

- ◆ 許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合などは法律により罰則（6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金）があります。
- ◆ 許可の通知が文書で到着するまでは、雨水浸透阻害行為に関する工事に着手することはできません。行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで期間を要しますので、十分に期間の余裕をもってご対応されるようお願いいたします。